

知っておきたい

新	相	続	・
事	業	承	継



第2回 民法・税法改正の目的
～遺言の普及・争族予防他～



ポツンと一軒家

入院を機にテレビをよく観るようになりました。親近感からか、最近ハマっているのが「ポツンと一軒家」です。

多くの集落が、一軒家になる背景には、産業構造や生活スタイルの大きな変化があります。現に、私が小学校に入学した1951年と2018年との第一次産業の就業者数を比較すると、51年度の1668万人(全就業者中の構成比46・1%)から、18年度は228万人(同3・4%)に激減し、主産業から転落しています。

しかし、そうした中でも若者が農山漁村に移住して活躍しているニュースを見ることがあります。一次産業があつて、はじめ、二次、三次産業が成立するのです。近年、自然の恵みを得て(一次)＋加工して(二次)＋販売・提供する(三次)「六次産業化」が、地域活性化策としてよく提唱されています。

現に、本県においても、農業を起点としてホテルなどのサービス業を起こし成長している企業があります。この例に見られるように、一次産業に光があたり、若者もどっているのは、一人の農山村出身者としては嬉しいかぎりです。



これから本題

遺言の普及と争族予防

遺産の多寡にかかわらず、相続をめぐって一族でもめることがあります。これが「争族」です。この争族予防に役立つのが遺言です。ところで、遺産分割の方法には、基本的には、①相続人の全員の協議によって分ける協議分割と②被相続人が遺言によって指定する指定分割とがあります。指定分割は、被相続人の意思によって分割するので、争いは少なく、争族予防の妙薬といわれます。それでも、トラブルが起きることはあります。

特に分割が遺留分(相続できる最低限の財産)を侵害している場合には、権利侵害なので、争いになるのは必定です。したがって、遺言作成にあたっては、遺留分の確認は十分に行う必要があります。また、法律にそった分割であっても、不満や不平が生じ、親族が不仲になることがあります。それを和らげるのが「付言事項」です。そこには、相続させる理由、家族への被相続人の想いなどを記載します。

なお、遺言には、一般的に、自筆証書遺言と公正証書遺言とがありますが、改正されたのは、自筆証書遺言です。

①自筆遺言書の要件緩和

改正前は、自筆証書遺言書は全文を自筆で書かなければなりませんでした。改正後は、財産目録についてはパソコン等による作成も可能になりました。これで、煩わしさや手間も軽減されることになりました。

②自筆遺言書の保管制度の創設

自筆証書遺言書については、紛失、隠匿、変造のおそれがあり、その存否、真偽をめぐってトラブル

ルが起ることがあります。こうしたトラブルを防ぐため、法務局で預かってもらう制度が創設されました。これで遺言を書いても安心です。

その他制度の見直し

被相続人死亡後のさまざまな事柄をスムーズに進めるための制度が創設されました。

また、遺留分請求の制度が見直され、遺言者の意思がより尊重されるようになりました。

③預貯金の払い戻し制度の創設

親族が死亡すると、なにかと忙しいものです。また、葬儀や医療費等の支払のためにお金も必要です。しかし、改正前は、そうした支払が必要であっても、遺産分割終了までは被相続人の預貯金を払い戻すことはできませんでした。

しかし、それでは不便です。今回の改正で、各相続人は、遺産分割の終了前でも、一定の範囲で預貯金を払い戻すことができるようになりました。

④遺留分減殺請求の変更

改正前は、遺留分を侵害された者は「遺留分減殺請求」を行い、請求を受けた者は贈与や遺贈を受けた財産そのものを返還するのが原則でした。しかし、改正後は、制度名も「遺留分侵害額請求」に変わり、財産そのものではなく金銭に一本化して請求することになりました。これにより、不動産の共有は避けることができます。

今回は、配偶者居住権について詳しく説明します。



公認会計士・税理士
松山大学名誉教授
税理士法人原田会計会長

原田 満範